

平成23年度奈良県における高齢者虐待の状況について

平成24年12月28日
長寿社会課

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく県内における高齢者虐待の状況は、以下のとおり。

この資料では、虐待を受けている（受けたと思われる場合も含む）高齢者本人の年齢が65歳以上の事例のみを集計対象としている。（ただし、年齢不詳であるものの65歳以上と推測された事例は集計対象とする。）

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型老人福祉施設、地域包括支援センターのこと。

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者」とは

- ・「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

「身体的虐待」とは

- ・高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

「介護・世話の放棄・放任」とは

- ・高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

「心理的虐待」とは

- ・高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「性的虐待」とは

- ・高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

「経済的虐待」とは

- ・高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（全国の状況）

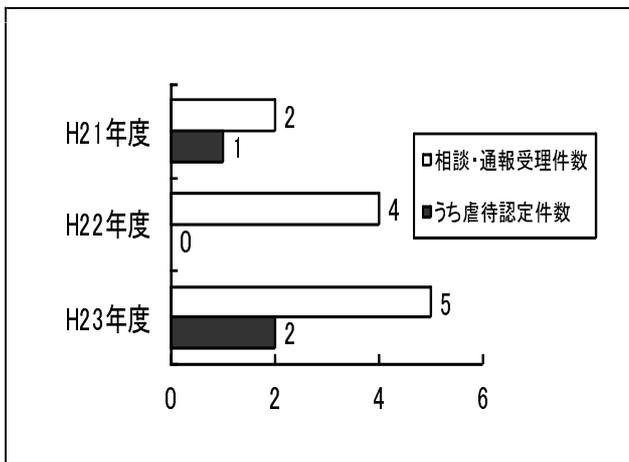
「平成23年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」（厚生労働省調査）より出典

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待について

(1) 相談・通報受理件数及び虐待認定件数（件）

○ 平成23年度、県内39市町村における養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報受理件数は5件であり、うち2件について、虐待の事実が認められた。

	H23年度	H22年度	H21年度
相談・通報受理件数	5	4	2
うち虐待認定件数	2	0	1



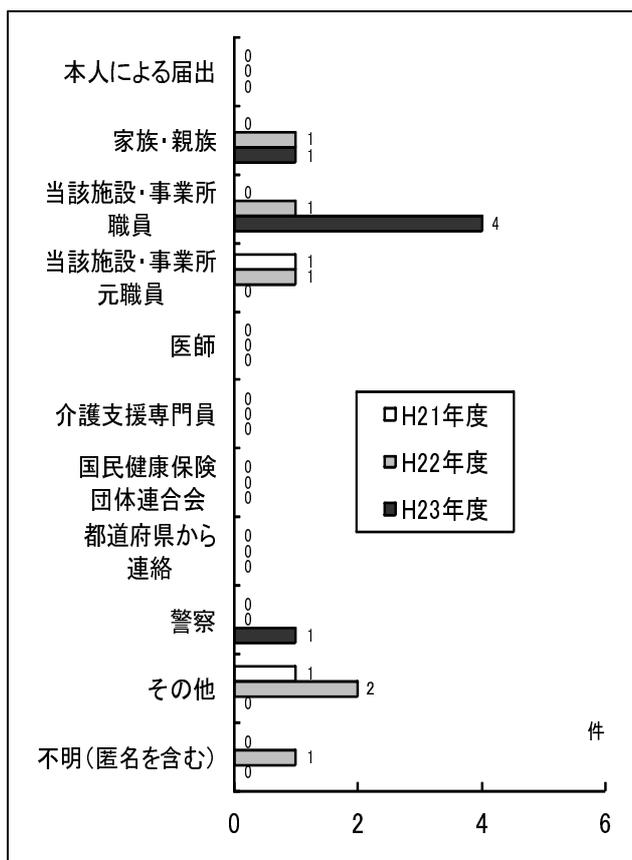
【全国の状況】

	H23年度	H22年度	H21年度
相談・通報受理件数	687	506	408
うち虐待認定件	144	96	76

(2) 相談・通報者（人・複数回答）

○ 相談・通報者の内訳は、「当該施設・事業所職員」4件、「家族・親族」及び「警察」1件であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
本人による届出	0	0	0
家族・親族	1	1	0
当該施設・事業所職員	4	1	0
当該施設・事業所元職員	0	1	1
医師	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0
国民健康保険団体連合会	0	0	0
都道府県から連絡	0	0	0
警察	1	0	0
その他	0	2	1
不明（匿名を含む）	0	1	0
合計	6	6	2



※ 1件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、内訳合計は相談・通報受理件数と一致しない。

【全国の状況】

「当該施設職員」が30.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が27.2%であった。

(3) 養介護施設等における虐待の種別等

		H23年度		H22年度	H21年度
被虐待者の状況	性別	女	男	-	女性
	年齢階級	90～94歳	80～84歳	-	80～84歳
	要介護度	要介護4	要介護4	-	要介護4
虐待の種別		身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待	-	心理的虐待
養介護施設等の種別		介護老人保健施設	訪問介護	-	訪問介護
虐待を行った養介護施設等従事者の職種		介護職員	施設管理者	-	代表者

【全国の状況】

施設・事業所の種別は、「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」が30.0%と最も多く、次いで「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が24.0%、「有料老人ホーム」が12.0%の順であった。

虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が74.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.1%、「介護等放棄」が10.6%であった。

被虐待高齢者の性別は、「女性」が66.2%と、全体の6割強が「女性」であった。

年齢は、「85～89歳」が21.0%と最も多く、次いで「80～84歳」が20.4%、「75～79歳」が14.6%であった。

要介護状態区分は、「要介護4」が23.8%と最も多く、次いで「要介護5」が23.5%、「要介護3」が22.0%であり、合わせて「要介護3以上」が69.3%と約7割を占めた。

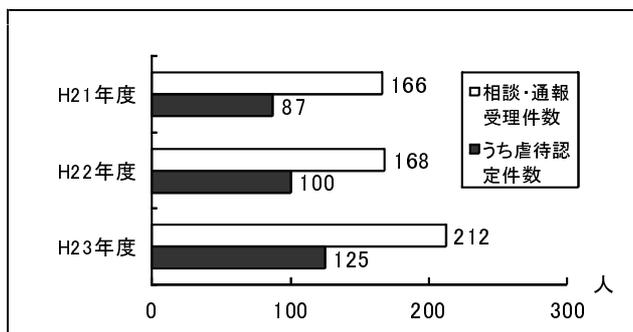
虐待を行った養介護施設従事者等の職種は、「介護職員」が81.2%、「看護職員」が5.0%、「施設長」が3.9%などであった。

2. 養護者による高齢者虐待について

(1) 相談・通報受理件数及び虐待認定件数（件）

○ 平成23年度、県内39市町村における養護者による高齢者虐待に関する相談・通報受理件数は212件で、事実確認調査の結果、高齢者虐待と認定したのは125件であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
相談・通報受理件数	212	168	166
うち虐待認定件数	125	100	87



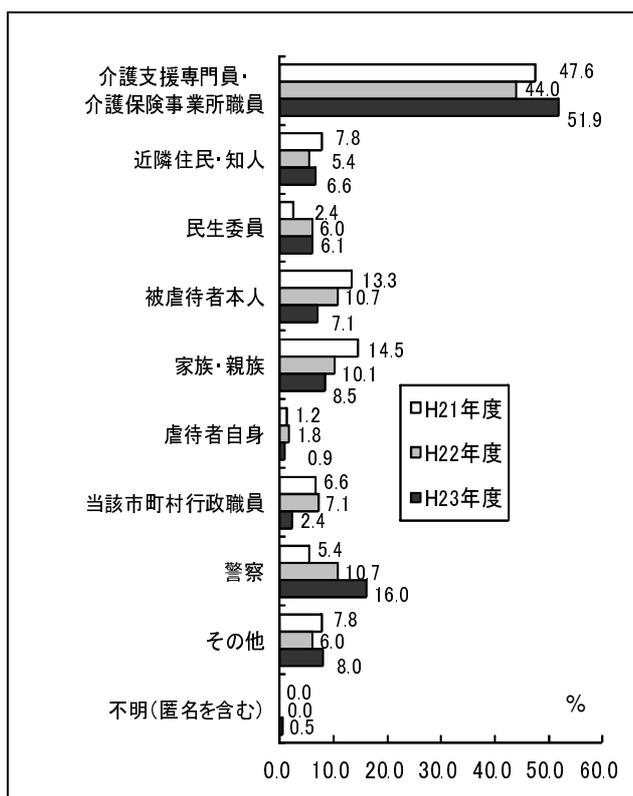
【全国の状況】

	H23年度	H22年度	H21年度
相談・通報受理件数	25,636	25,315	23,404
うち虐待認定件数	16,599	16,668	15,615

(2) 相談・通報者（人・複数回答）

○ 相談・通報者の内訳は、「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が51.9%、次いで「警察」16.0%、「家族・親族」8.5%の順であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	110 51.9%	74 44.0%	79 47.6%
近隣住民・知人	14 6.6%	9 5.4%	13 7.8%
民生委員	13 6.1%	10 6.0%	4 2.4%
被虐待高齢者本人	15 7.1%	18 10.7%	22 13.3%
家族・親族	18 8.5%	17 10.1%	24 14.5%
虐待者自身	2 0.9%	3 1.8%	2 1.2%
当該市町村行政 職員	5 2.4%	12 7.1%	11 6.6%
警察	34 16.0%	18 10.7%	9 5.4%
その他	17 8.0%	10 6.0%	13 7.8%
不明（匿名を含む）	1 0.5%	0 0.0%	0 0.0%
合計	229	171	177



※ 構成割合は、相談・通報受理件数（H23年度212件）に対するもの。

※ 1件の事例に対し、相談・通報者が複数の場合があるため、内訳合計は相談・通報受理件数と一致しない。

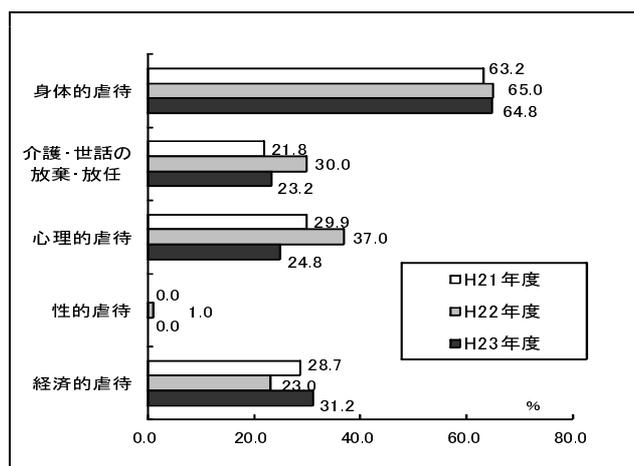
【全国の状況】

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が42.4%と最も多く、次いで「家族・親族」が12.2%、「被虐待高齢者本人」が11.1%、「警察」が9.4%、「当該市町村行政職員」が7.2%、「民生委員」が6.4%であった。

(3) 虐待の種別・類型 (件・複数回答)

○ 虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が64.8%と最も多く、次いで「経済的虐待」31.2%、「心理的虐待」24.8%、「介護・世話の放棄・放任」23.2%の順であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
身体的虐待	81 64.8%	65 65.0%	55 63.2%
介護・世話の 放棄・放任	29 23.2%	30 30.0%	19 21.8%
心理的虐待	31 24.8%	37 37.0%	26 29.9%
性的虐待	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%
経済的虐待	39 31.2%	23 23.0%	25 28.7%
合 計	180 —	156 —	125 —



※ 構成割合は虐待認定件数 (H23年度125件) に対するもの。

※ 1件の事例に対し、複数の虐待が行われている場合があるため、内訳合計は虐待認定件数 (125件) と一致しない。

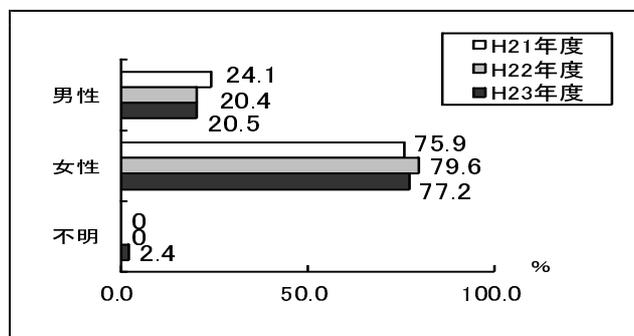
【全国の状況】

「身体的虐待」が64.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が37.4%、「経済的虐待」が25.0%、「介護等放棄」が24.8%、「性的虐待」が0.6%であった。

(4) 被虐待高齢者の性別 (人)

○ 性別は、「女性」77.2%、「男性」20.5%と、「女性」が全体の約8割を占めた。

	H23年度	H22年度	H21年度
男性	26 20.5%	22 20.4%	21 24.1%
女性	98 77.2%	86 79.6%	66 75.9%
不明	3 2.4%	0 0.0%	0 0.0%
合 計	127 100.0%	108 100.0%	87 100.0%



※ 構成割合は被虐待高齢者人数 (H23年度127人) に対するもの。

※ 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数と一致しない。

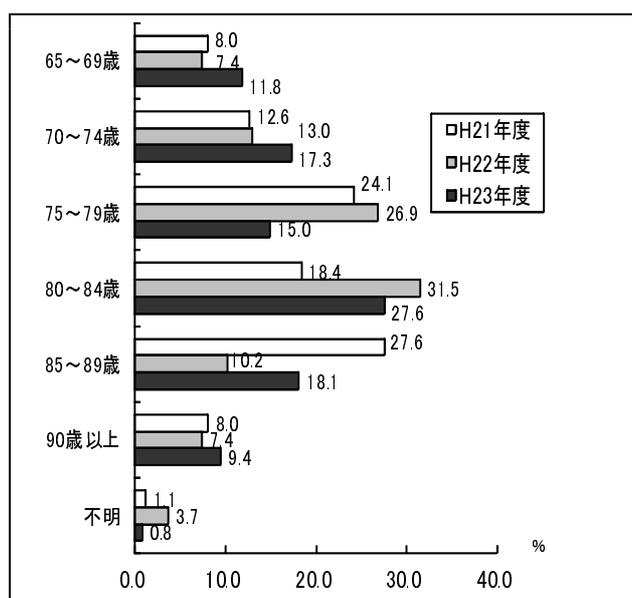
【全国の状況】

「女性」が76.5%、「男性」が23.4%と、「女性」が全体の約8割を占めていた。

(5) 被虐待高齢者の年齢階層（人）

○ 被虐待高齢者の年齢階層は、「80～84歳」が27.6%と最も多く、次いで「85～89歳」18.1%、「70～74歳」17.3%の順であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
65～69歳	15 11.8%	8 7.4%	7 8.0%
70～74歳	22 17.3%	14 13.0%	11 12.6%
75～79歳	19 15.0%	29 26.9%	21 24.1%
80～84歳	35 27.6%	34 31.5%	16 18.4%
85～89歳	23 18.1%	11 10.2%	24 27.6%
90歳以上	12 9.4%	8 7.4%	7 8.0%
不明	1 0.8%	4 3.7%	1 1.1%
合計	127 100.0%	108 100.0%	87 100.0%



※ 構成割合は被虐待高齢者人数（H23年度127人）に対するもの。

※ 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数と一致しない。

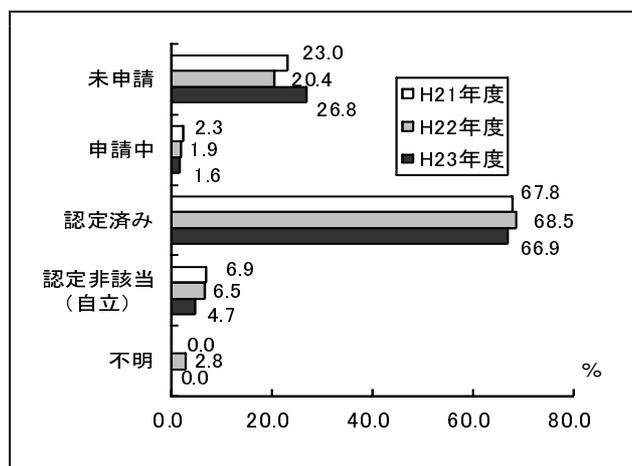
【全国の状況】

「80～84歳」が24.3%と最も多かった。

(6) 被虐待高齢者の要介護認定者数（人）

○ 被虐待高齢者127人のうち、介護保険の利用申請を行い「認定済み」の者が66.9%、「未申請」は26.8%であり、約7割が要介護認定者であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
未申請	34 26.8%	22 20.4%	20 23.0%
申請中	2 1.6%	2 1.9%	2 2.3%
認定済み	85 66.9%	74 68.5%	59 67.8%
認定非該当 （自立）	6 4.7%	7 6.5%	6 6.9%
不明	0 0.0%	3 2.8%	0 0.0%
合計	127 100.0%	108 100.0%	87 100.0%



※ 構成割合は、被虐待高齢者人数（H23年度では127人）に対するもの。

※ 1件の事例に対し、被虐待高齢者が複数の場合があるため、内訳合計は虐待認定件数と一致しない。

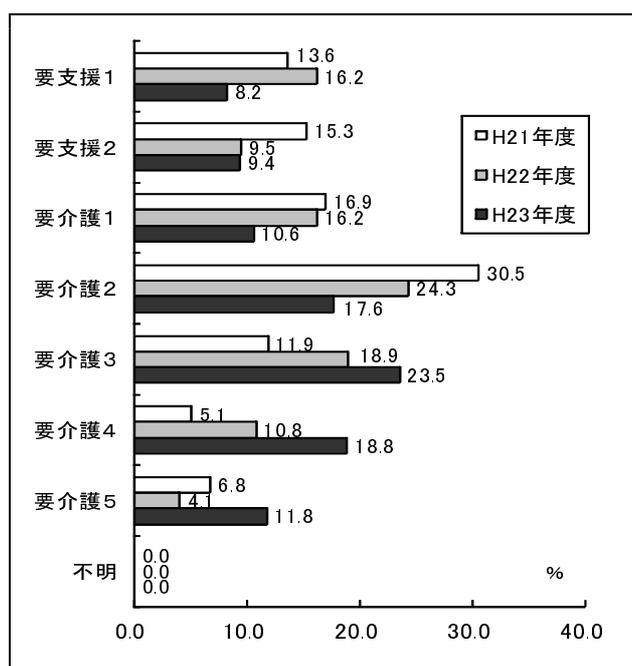
【全国の状況】

「認定済み」の者が69.2%（11,834人）と、約7割が要介護認定者であった。

(7) 要介護認定者の要介護状態区分 (人)

○ 要介護認定者85人における要介護状態区分は、「要介護3」が23.5%と最も多く、次いで「要介護4」18.8%と「要介護2」同17.6%の順であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
要支援1	7 8.2%	12 16.2%	8 13.6%
要支援2	8 9.4%	7 9.5%	9 15.3%
要介護1	9 10.6%	12 16.2%	10 16.9%
要介護2	15 17.6%	18 24.3%	18 30.5%
要介護3	20 23.5%	14 18.9%	7 11.9%
要介護4	16 18.8%	8 10.8%	3 5.1%
要介護5	10 11.8%	3 4.1%	4 6.8%
不明	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
合計	85 100.0%	74 100.0%	59 100.0%



※ 構成割合は、被虐待高齢者のうち認定済み人数 (H23年度85人) に対するもの。

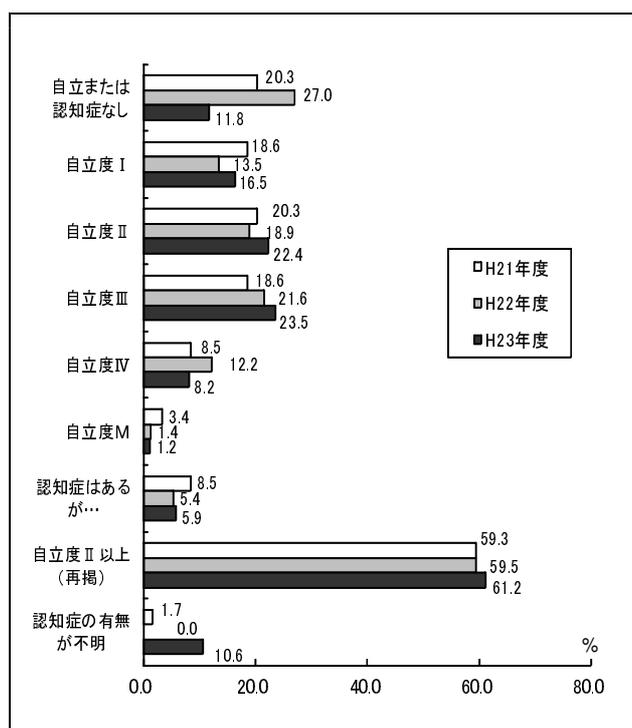
【全国の状況】

「要介護2」が21.3%と最も多く、次いで「要介護1」が20.4%、「要介護3」が19.3%の順であった。

(8) 要介護認定者の認知症日常生活自立度 (人)

○ 要介護認定者85人における認知症日常生活自立度は、「自立度Ⅱ以上」が61.2%であり、被虐待高齢者全体 (127人) の40.9%を占めた。

	H23年度	H22年度	H21年度
自立または認知症なし	10 11.8%	20 27.0%	12 20.3%
自立度Ⅰ	14 16.5%	10 13.5%	11 18.6%
自立度Ⅱ	19 22.4%	14 18.9%	12 20.3%
自立度Ⅲ	20 23.5%	16 21.6%	11 18.6%
自立度Ⅳ	7 8.2%	9 12.2%	5 8.5%
自立度Ⅴ	1 1.2%	1 1.4%	2 3.4%
認知症はあるが自立度不明	5 5.9%	4 5.4%	5 8.5%
自立度Ⅱ以上 (再掲)	52 61.2%	44 59.5%	35 59.3%
認知症の有無が不明	9 10.6%	0 0.0%	1 1.7%
合計	85 100.0%	74 100.0%	59 100.0%



※ 構成割合は、被虐待高齢者のうち認定済み人数 (H23年度85人) に対するもの。

※ 「認知症はあるが自立度不明」には、一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

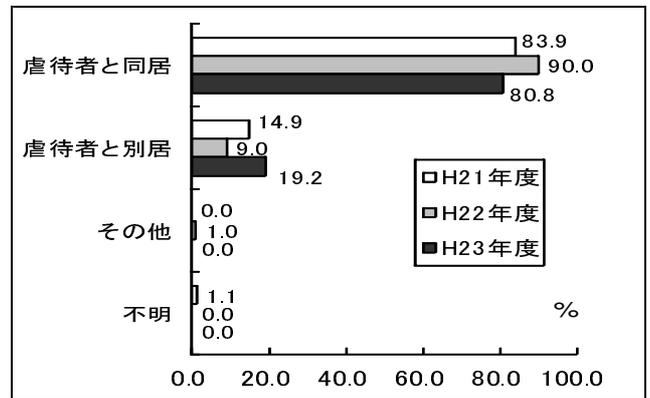
【全国の状況】

自立度「Ⅱ以上」の者は69.3%であり、被虐待高齢者全体（17,103人）の48.0%を占めた。

(9) 虐待者との同居・別居の状況（件）

○ 「虐待者と同居」が80.8%と、約8割が虐待者と同居であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
虐待者と同居	101 80.8%	90 90.0%	73 83.9%
虐待者と別居	24 19.2%	9 9.0%	13 14.9%
その他	0 0.0%	1 1.0%	0 0.0%
不明	0 0.0%	0 0.0%	1 1.1%
合計	125 100.0%	100 100.0%	87 100.0%



※ 構成割合は虐待認定件数（H23年度125件）に対するもの。

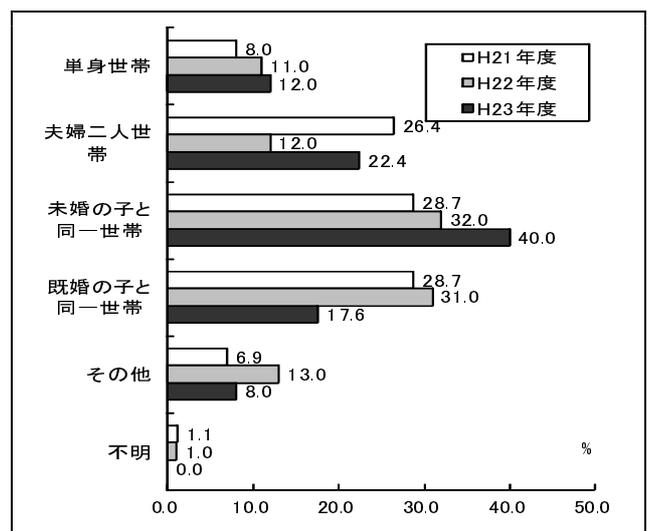
【全国の状況】

「虐待者と同居」が86.2%と、8割強が虐待者と同居であった。

(10) 世帯構成（件）

○ 「未婚の子と同一世帯」が40.0%、「既婚の子と同一世帯」が17.6%であり、両者を合わせると57.6%と、約6割が子と同一世帯であった。また、「夫婦二人世帯」が22.4%であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
単身世帯	15 12.0%	11 11.0%	7 8.0%
夫婦二人世帯	28 22.4%	12 12.0%	23 26.4%
未婚の子と同一世帯	50 40.0%	32 32.0%	25 28.7%
既婚の子と同一世帯	22 17.6%	31 31.0%	25 28.7%
その他	10 8.0%	13 13.0%	6 6.9%
不明	0 0.0	1 1.0	1 1.1%
合計	125 100.0%	100 100.0%	87 100.0%



※ 構成割合は虐待認定件数（H23年度125件）に対するもの。

【全国の状況】

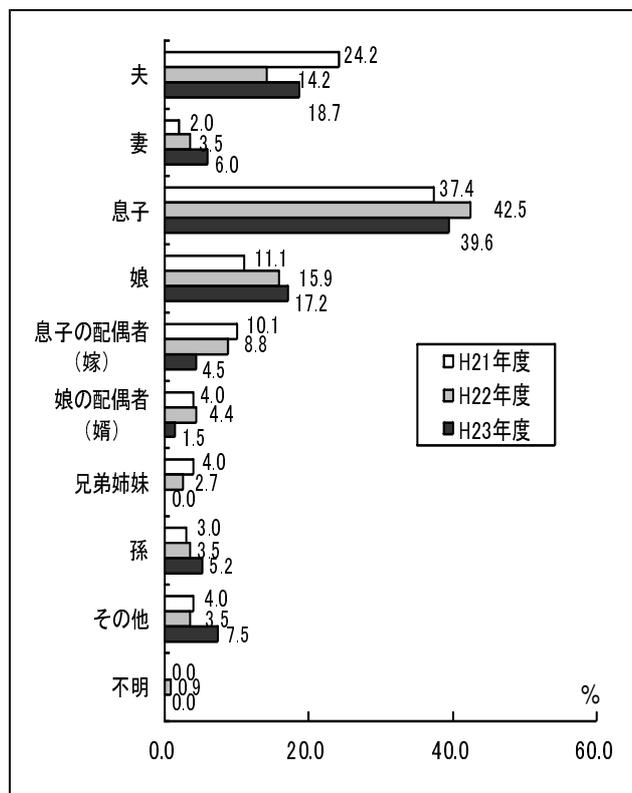
「未婚の子と同一世帯」が38.2%と最も多く、次いで「既婚の子と同一世帯」が24.0%であり、両者を合わせると62.2%と、6割強が子と同一の世帯であった。

(11) 虐待者との関係 (人・複数回答)

○ 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が39.6%と最も多く、次いで「夫」が18.7%、「娘」が17.2%であった。

なお、1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数125件に対し虐待者数は134人であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
夫	25 18.7%	16 14.2%	24 24.2%
妻	8 6.0%	4 3.5%	2 2.0%
息子	53 39.6%	48 42.5%	37 37.4%
娘	23 17.2%	18 15.9%	11 11.1%
息子の配偶者 (嫁)	6 4.5%	10 8.8%	10 10.1%
娘の配偶者 (婿)	2 1.5%	5 4.4%	4 4.0%
兄弟姉妹	0 0.0%	3 2.7%	4 4.0%
孫	7 5.2%	4 3.5%	3 3.0%
その他	10 7.5%	4 3.5%	4 4.0%
不明	0 0.0%	1 0.9%	0 0.0%
合計	134 100.0%	113 100.0%	99 100.0%



※ 構成割合は虐待者数 (H23年度134人) に対するもの。

【全国の状況】

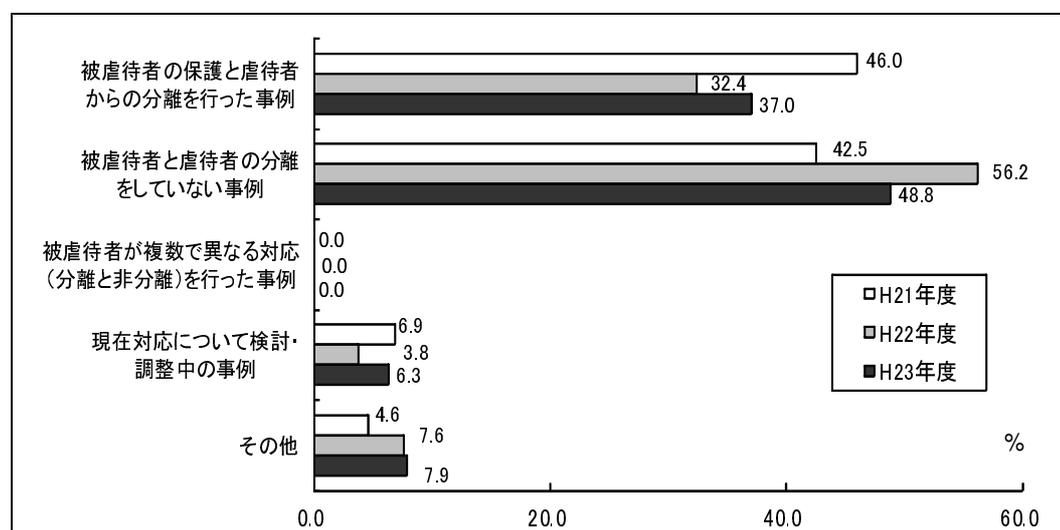
「息子」が40.7%と最も多く、次いで「夫」が17.5%、「娘」が16.5%の順であった。

(12) 虐待への対応策としての分離の有無(件)

○ 虐待への対応策としての分離の有無は、「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が37.0%、「分離していない事例」は48.8%であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	47 37.0%	34 32.4%	40 46.0%
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	62 48.8%	59 56.2%	37 42.5%
被虐待者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
現在対応について検討・調整中の事例	8 6.3%	4 3.8%	6 6.9%
その他	10 7.9%	8 7.6%	4 4.6%
合 計	127 100.0%	105 100.0%	87 100.0%

※ 構成割合は、H23年度における虐待への対応件数(H23年度127件)に対するもの。
(各年度の対応件数は、前年度の虐待判断事例数を含む。)



【全国の場合】

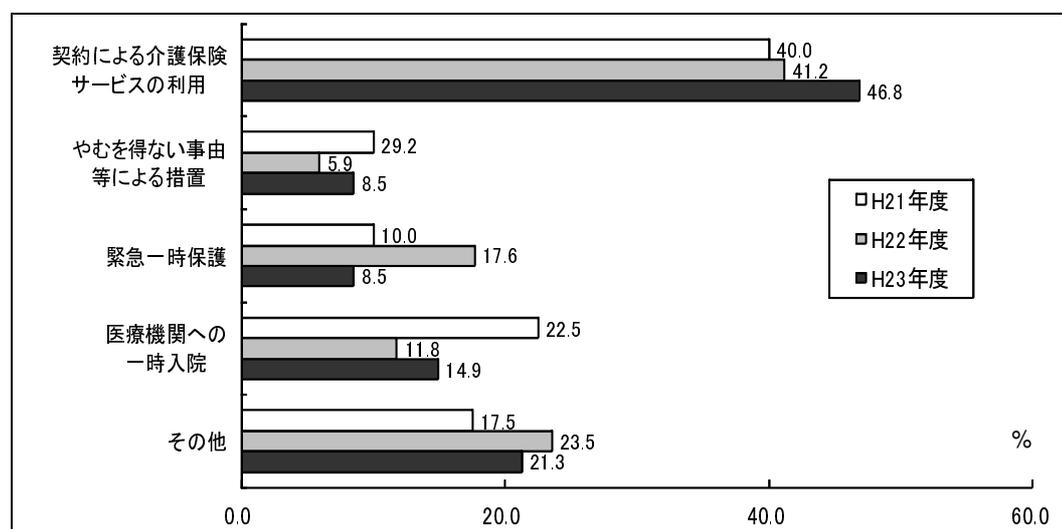
「被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例」が35.4%と、3割を超える事例で分離が行われていた。一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は57.3%であった。

(13) 分離を行った事例の対応の内訳 (件)

- 分離を行った事例47件における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が46.8%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」14.9%、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」と「緊急一時保護」8.5%、の順であった。
 なお「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」4件のうち、2件において面会制限が行われた。

	H23年度	H22年度	H21年度
契約による介護保険サービスの利用	22 46.8%	14 41.2%	16 40.0%
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	4 8.5%	2 5.9%	4 10.0%
緊急一時保護	4 8.5%	6 17.6%	4 10.0%
医療機関への一時入院	7 14.9%	4 11.8%	9 22.5%
その他	10 21.3%	8 23.5%	7 17.5%
合 計	47 100.0%	34 100.0%	40 100.0%

※ 構成割合は、分離を行った事例数 (H23年度47件) に対するもの。



【全国状況】

「契約による介護保険サービスの利用」が38.2%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が20.2%、「やむを得ない事由等による措置」が12.8%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った808件のうち、42.9%に当たる347件において面会を制限する措置が行われていた。

【用語解説】

「契約による介護保険サービスの利用」とは

- ・本人の同意などにより、契約により介護保険サービスを利用すること。

「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」とは

- ・要介護認定を待つ時間的猶予がない場合などの「やむを得ない事由」により、契約による介護保険サービス利用が著しく困難な被虐待者に対して、老人福祉法に基づき、市町村長が職権により特養の入所やショートステイなどの介護保険サービスを利用させること。

「緊急一時保護」とは

- ・市町村が特養のベッドなどを確保して、被虐待者を緊急的かつ一時的に保護すること。

(14) 分離していない事例の対応の内訳 (件・複数回答)

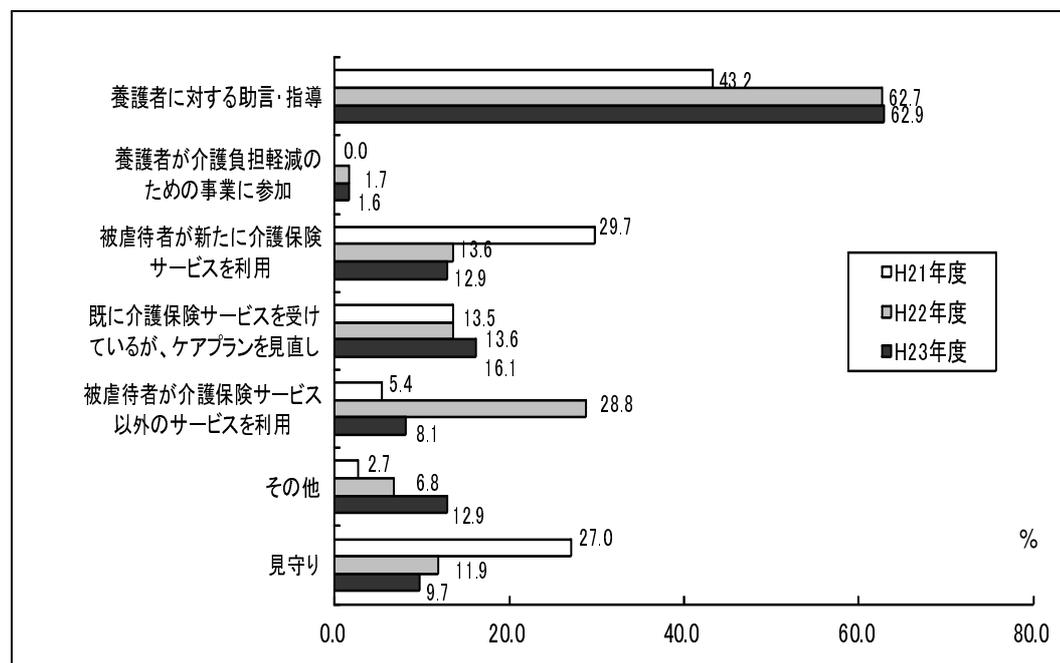
- 分離していない事例62件における対応は、「養護者に対する助言・指導」が62.9%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が16.1%、「被虐待者が新たに介護保険サービスを利用」と「その他」12.9%の順であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
養護者に対する助言・指導	39 62.9%	37 62.7%	16 43.2%
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1 1.6%	1 1.7%	0 0.0%
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	8 12.9%	8 13.6%	11 29.7%
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	10 16.1%	8 13.6%	5 13.5%
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	5 8.1%	17 28.8%	2 5.4%
その他	8 12.9%	4 6.8%	1 2.7%
見守り	6 9.7%	7 11.9%	10 27.0%
合 計	77 —	82 —	45 —

※ 構成割合は、分離していない事例 (H23年度62件) に対する件数。

※ 1件の事例に対し、該当項目が複数の場合があるため、内訳合計は分離していない事例数と一致しない。

※ 「見守り」については、他の対応と重複がない事例のみ計上している。



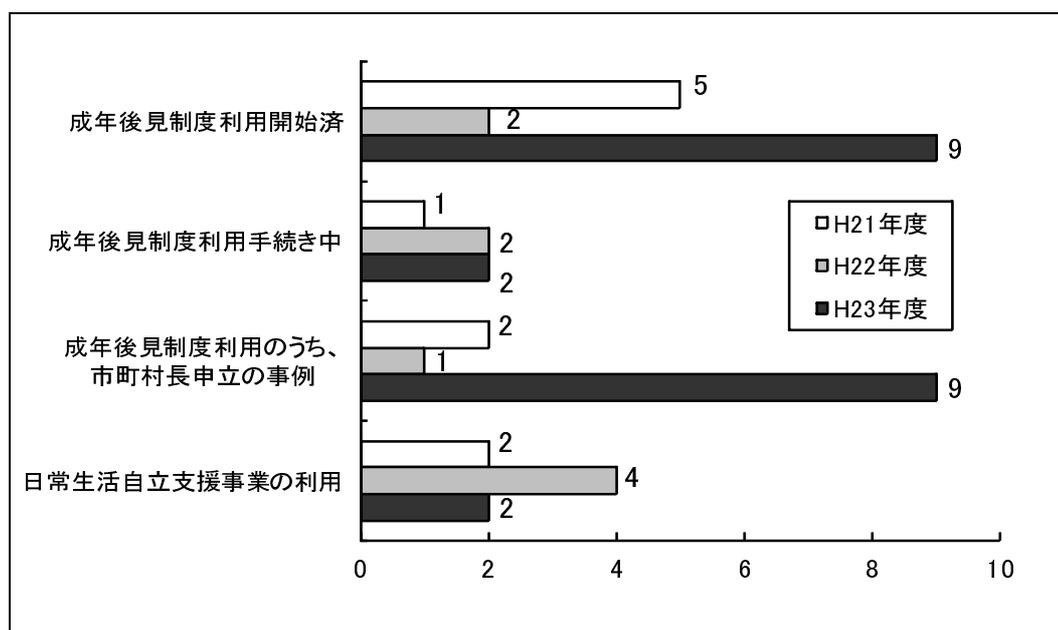
【全国の状況】

「養護者に対する助言・指導」が49.0%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が26.9%、「見守り」が20.8%であった。

(15) 権利擁護に関する対応（件）

- 権利擁護に関する対応として、成年後見制度については、「利用開始済」が9件、「利用手続き中」が2件であり、これらを合わせた11件のうち、「市町村長申立の事例」は9件であった。
- 一方、「日常生活自立支援事業の利用」は、2件であった。

	H23年度	H22年度	H21年度
成年後見制度利用開始済	9	2	5
成年後見制度利用手続き中	2	2	1
成年後見制度利用のうち、市町村長申立の事例	9	1	2
日常生活自立支援事業の利用	2	4	2



【全国の状況】

「利用開始済み」が403件、「利用手続き中」が323件であり、これらを合わせた726件のうち、市町村長申立の事例は349件（48.1%）であった。

一方、「日常生活自立支援事業の利用」は268件であった。

【用語解説】

「成年後見制度」とは

- ・判断能力の不十分な成年者を保護するための制度。高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律では、市町村長が、適切に審判の請求をすることが規定されている。（第9条）

「日常生活自立支援事業」とは

- ・認知症高齢者などの判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

(16) 虐待等による死亡例

○ 平成23年度においては、該当の事例はなかった。

【全国の状況】

合計で21件21人

「養護者の虐待（介護等放棄を除く）による被養護者の致死」9件9人

「養護者による被養護者の殺人」7件7人

「養護者の介護等放棄（ネグレクト）による被養護者の致死」4件4人

「心中」1件1人

被害者の性別は「男性」6人（28.6%）、「女性」15人（71.4%）であった。

年齢は、「80-84歳」6人（28.6%）、「75-79歳」5人（23.8%）、「65-69歳」3人（14.3%）と「70-74歳」3人（14.3%）と「85-89歳」3人（14.3%）、「90歳以上」1人（4.8%）の順であった。

加害者の性別は「男性」14人（66.7%）、「女性」7人（33.3%）であり、続柄は、多い順に「息子」11人（52.4%）、「娘」3人（14.3%）、「夫」2人（9.5%）、「息子の配偶者」2人（9.5%）、「その他」2人（9.5%）、「妻」1人（4.8%）であった。

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備について

○ 市町村における高齢者虐待防止のための体制整備について、平成23年度末現在の状況を調査した結果は、次のとおり。

	実施済み 市町村数	実施割合
対応窓口部局の設置	39	100.0%
対応窓口部局の住民への周知（平成23年度中）	27	69.2%
地域包括支援センター等の関係者への研修	19	48.7%
講演会や広報紙等による住民への啓発活動	20	51.3%
居宅介護サービス事業者に法について周知	17	43.6%
介護保険施設に法について周知	12	30.8%
独自の対応のマニュアル、業務指針等の作成	15	38.5%
「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	17	43.6%
「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	10	25.6%
「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	14	35.9%
成年後見制度の市町村長申立への体制強化	20	51.3%
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	18	46.2%
老人福祉法による措置に必要な居室確保のための関係機関との調整	20	51.3%
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	21	53.8%
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	24	61.5%

4. 高齢者虐待防止に向けた奈良県の取組

(1) 養介護施設従事者等に対する研修

施設における高齢者虐待の防止や、施設従業者の虐待防止の意識を向上を目的に、平成22年度より、認知症介護研究・研修センターの講師を招き、「養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及びストレスマネジメント支援に向けた教育システム」を用いた研修を実施。

(2) 介護サービス事業所に対する指導等

不適正なケアの是正、身体拘束、高齢者虐待の防止に向け、介護サービス事業所に対し、必要な指導等を実施。

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備

① 高齢者虐待に関する相談窓口の周知

- ・ すべての市町村、地域包括支援センターの連絡先（平日・休日別、日中・夜間）を県ホームページにて掲載。

② 警察との連携

- ・ 県警察本部に対し、各市町村の高齢者虐待相談窓口情報を提供。

③ 市町村における高齢者虐待防止ネットワークの構築

- ・ 高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援、及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備等、市町村における連絡・連携体制の構築を支援。

(4) 市町村、地域包括支援センター職員を対象とした研修

① 市町村高齢福祉・介護保険新任者研修会の実施

- ・ 市町村の新任職員等を対象に、高齢者虐待防止に関する基礎的な知識等に関する研修を実施。

② 地域包括支援センター職員研修の実施

- ・ 地域包括支援センター職員等を対象に、地域包括支援センターの権利擁護業務に関する研修を実施。

③ 高齢者虐待対応現任者標準研修の実施

- ・ 市町村、地域包括支援センターにおいて虐待対応に従事する担当者の能力向上のため、平成22年度より、(社)日本社会福祉士会が開発した虐待対応に関する研修プログラムを活用した研修を実施。

(5) 成年後見制度の利用促進

市町村長申立や、地域における成年後見制度の利用を促進するため、(福)奈良県社会福祉協議会に相談窓口を設置し、成年後見制度に関する市町村、地域包括支援センター等からの相談に対応。